

法科大学院対応状況報告書

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

評価実施年度： 令和5年度

対象となる基準	基準3－3
☒ 改善を要する点 ☐ 改善が望ましい点	○一部の法律実務基礎科目について、その授業内容が法律実務基礎科目のものとなっていない。
対応状況	法律実務基礎科目として開講している「刑事実務基礎演習」及び「刑事実務演習」については、改善を要する点としての指摘を受け、令和6年度から授業内容を、より実務的な観点を踏まえたものへと見直し、令和6年度シラバスにおいてもその点が明示されるよう令和5年度版から修正した。また、実際の授業においても、レジュメ等の資料に基づき、改善がなされたことを教務委員会にて確認し、教務委員会から評価対応委員会にその旨の報告がなされ、評価対応委員長より運営委員会で報告された（R6.6.19 法科大学院運営委員会）。
根拠資料・データ	・3-3-1-12_令和6年度法科大学院シラバス「刑事実務基礎演習」及び「刑事実務演習」 ・3-3-1-13_令和5年度法科大学院シラバス「刑事実務基礎演習」及び「刑事実務演習」 ・3-3-1-14_令和6年度「刑事実務基礎演習」及び「刑事実務演習」のレジュメ（非公表） ・3-3-1-15_対応状況報告（教務委員会） ・3-3-1-16_法科大学院運営委員会議事録（R6.6.19）（非公表）

対象となる基準	基準2－2
☐ 改善を要する点 ☒ 改善が望ましい点	○法科大学院における自己点検・評価の体制、評価項目及び評価手順は明確に規定されているものの、法科大学院における課題について、法学研究科において自己点検・評価がとりまとめられ、改善計画の策定及びその実施がなされるのかが明示的に規定されていない。
対応状況	法学部・法学研究科の学部および三専攻の自己点検・評価を統括することを目的として、法学研究科に「自己点検総括委員会」を設置し、「東北大学大学院法学研究科の自己点検総括委員

	会に関する内規」を制定した。これに基づき、改善計画の策定及びその実施が行われることとなった（R6. 5. 15 総合運営調整教授会）。
根拠資料・データ	・2-2-1-07_東北大学大学院法学研究科の自己点検総括委員会に関する内規（R6. 5. 15 総合運営調整教授会） ・2-2-1-08_総合運営調整教授会議事録（R6. 5. 15）（非公表）

対象となる基準	基準3－1
☐ 改善を要する点 ☒ 改善が望ましい点	○学位授与方針における学習成果の認定方法を明確にすることが望ましい。
対応状況	ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）において、目標を達成したことを確認するための判定方法について、追記する改正を行った（R6. 3. 15 法科大学院運営委員会）。
根拠資料・データ	・3-1-1-02_法科大学院運営委員会資料「ディプロマ・ポリシーの改正について」（R6. 3. 15）（非公表） ・3-1-1-03_法科大学院運営委員会議事録（R6. 3. 15）（非公表） ・3-1-1-04_対応状況報告（カリキュラム等検討委員会） ・3-3-1-16_法科大学院運営委員会議事録（R6. 6. 19）（非公表）

対象となる基準	基準3－3
☐ 改善を要する点 ☒ 改善が望ましい点	○教育課程において編成された授業科目と、専門職大学院設置基準に規定される法律基本科目の基礎科目及び応用科目との対応が規程上明確でない。
対応状況	法科大学院履修内規の別表において、専門職大学院設置基準等に定められた科目区分を明示した（R6. 3. 15 法科大学院運営委員会）。
根拠資料・データ	・3-3-1-17_法科大学院履修内規新旧対照表（R6. 3. 15 改正） ・3-1-1-03_法科大学院運営委員会議事録（R6. 3. 15）（非公表） ・3-1-1-04_対応状況報告（カリキュラム等検討委員会） ・3-3-1-16_法科大学院運営委員会議事録（R6. 6. 19）（非公表）

対象となる基準	基準3－3
☐ 改善を要する点 ☒ 改善が望ましい点	○「リーガル・クリニック」及び「エクスターンシップ」において、実習を行う前に必要とされる法曹倫理に関する教育が、十分に実施されていない。
対応状況	「リーガル・クリニック」の法曹倫理に関する教育については、第1回、第2回の授業において別添資料により実施し、そ

	の点について教務委員会において確認した。「エクスターンシップ」においては、第1回の授業が8月中旬に予定されているが、シラバスで明記されているとおり、法曹倫理教育を事前指導において実施する。 <u>(資料については、実施後提出予定)</u>
根拠資料・データ	・3-3-6-07_リーガル・クリニック第1回、第2回配付資料（非公表） <u>・3-3-6-08_エクスターンシップ事前指導配付資料（非公表）</u>

対象となる基準	基準3－6
☐ 改善を要する点 ☒ 改善が望ましい点	○修了要件のうち展開・先端科目の選択科目（専門職大学院設置基準第20条の3第6項）に対応する授業科目に係る要件について、法科大学院として組織的に決定され、法科大学院履修案内等に記載されているものの、規程等に明示されていない。（基準3－6）
対応状況	法科大学院履修内規の別表において、専門職大学院設置基準等に定められた科目区分を明記するとともに、専門職大学院設置基準第20条の3第6項に対応する科目については、備考欄「左記の中から4単位以上を選択必修」（従来から記載）の他、科目群欄に、「選択科目」として明示した（R6.3.15法科大学院運営委員会）。
根拠資料・データ	・3-3-1-17_法科大学院履修内規新旧対照表 ・3-1-1-03_法科大学院運営委員会議事録（R6.3.15）（非公表） ・3-1-1-04_対応状況報告（カリキュラム等検討委員会） ・3-3-1-16_法科大学院運営委員会議事録（R6.6.19）（非公表）

（注）

1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限り報告してください。
2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかに☒し、評価結果報告書に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、（非公表）と追記して下さい。
5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号については、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。
6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善してい

ると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。